

秦野市 介護給付費過誤申立予定表

| サービス提供月 | 審査月 (請求月) | 市が給付実績を確認できる月 (国保連からの給付実績送付時期) | 過誤申立締切 | 再請求 | |
|---------|--------------|-----------------------------------|---------|--------|--------|
| | | | | ①同月過誤 | ②通常過誤 |
| 4月まで | 5月 | 6月5日以降 | 6月末日まで | 7月10日 | 8月10日 |
| 5月まで | 6月 | 7月5日以降 | 7月末日まで | 8月10日 | 9月10日 |
| 6月まで | 7月 | 8月5日以降 | 8月末日まで | 9月10日 | 10月10日 |
| 7月まで | 8月 | 9月5日以降 | 9月末日まで | 10月10日 | 11月10日 |
| 8月まで | 9月 | 10月5日以降 | 10月末日まで | 11月10日 | 12月10日 |
| 9月まで | 10月 | 11月5日以降 | 11月末日まで | 12月10日 | 1月10日 |
| 10月まで | 11月 | 12月5日以降 | 12月末日まで | 1月10日 | 2月10日 |
| 11月まで | 12月 | 1月5日以降 | 1月末日まで | 2月10日 | 3月10日 |
| 12月まで | 1月 | 2月5日以降 | 2月末日まで | 3月10日 | 4月10日 |
| 1月まで | 2月 | 3月5日以降 | 3月末日まで | 4月10日 | 5月10日 |
| 2月まで | 3月 | 4月5日以降 | 4月末日まで | 5月10日 | 6月10日 |
| 3月まで | 4月 | 5月5日以降 | 5月末日まで | 6月10日 | 7月10日 |

※過誤申立締切日が休日等の場合は、その前日までとなります。

※上記は、返戻・保留等がなく、順調に請求及び支払が、国保連で処理され、給付実績が確定した場合であり、月遅れ請求の場合は、審査月より過誤の申立の締切日を確認してください。なお、返戻・保留等により給付実績が確定していない場合は、過誤申立することはできません。

★再請求について★

過誤申立書の提出後の再請求については、事業所の判断で行うこととなります。
再請求に当たり、場合によってはリスクを伴いますが、事業所の責任において再請求を行ってください。

※実地指導等で返還が生じ、返還額が高額又は返還期間が長期化する場合には、保険者へご相談ください。

①の場合

例：4月のサービス提供分について、同月過誤として再請求する場合には、6月末日までに保険者に過誤申立を行うとともに、翌月の7月10日までに国保連へ再請求を行う。

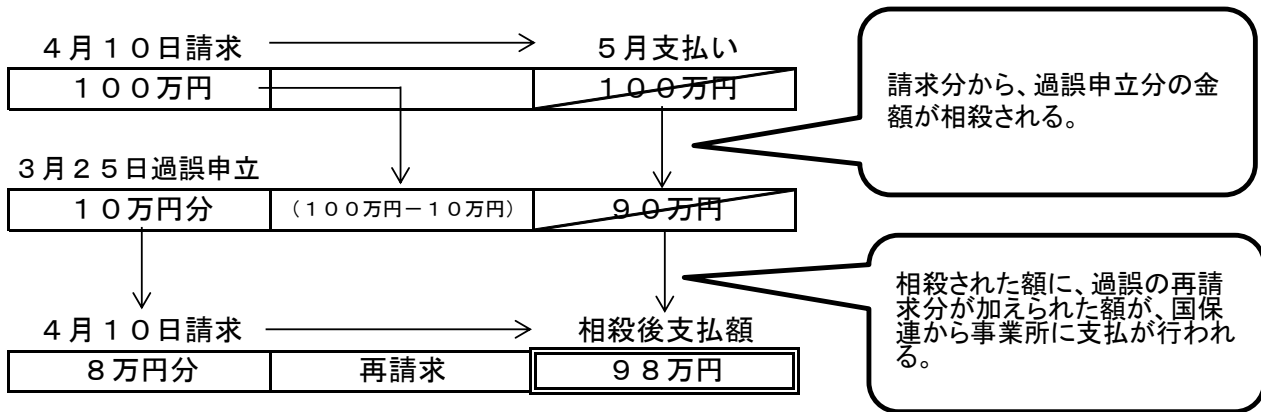
②の場合

例：4月のサービス提供分について、通常過誤として再請求する場合には、6月末日までに保険者に過誤申立を行うとともに、翌々月の8月10日までに国保連へ再請求を行う。

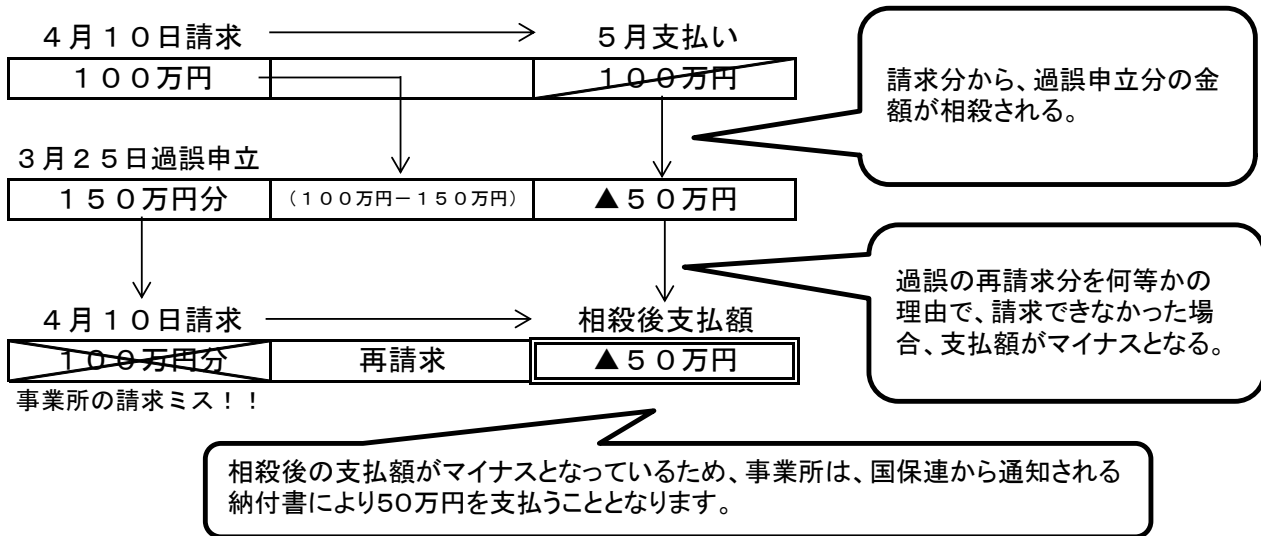
■再請求「①」の場合

過誤と同じ月に再請求が可能です。

ただし、過誤における相殺額が、通常の請求額を上回った場合、国保連から給付費の支払いは行われません。この場合、国保連から納付書が事業所に送付されますので、期日までに支払いをすることになります。



● 過誤と同時に再請求を行うが、過誤する金額が、通常の請求額を上回る場合における事業所のリスクは、次のとおりです。



■再請求「②」の場合

過誤を行った翌月に再請求を行うため、事業者は、過誤金額分がマイナスされて支払いが行われます。

再請求を翌月に行うことにより、通常請求分と再請求分が合算されて、給付費が支払われることとなります。

